

つて人口問題総合研究機構、その他の関係研究所に入つて研究に従事するもの、或いはまた関係官庁に入つてその専攻の立場から人口問題解決の直接、間接の企画立案に奉仕する等、何れも日本の将来にとつて緊急を要する専門的人材の給源として人口学講座の創設の意義は大きい。

2. 人口学講座における主要研究内容

- a) 一般人口学（人口基礎理論、人口問題、人口政策）
- b) 人口学説史、人口史（世界及び日本）、人口誌
- c) 人口学研究法（人口統計法、人口実態調査法を含む）
- d) 人口学特殊研究——例えば農村人口論、都市人口論、人口生態論、人口移動論（人口都市集中論、人口新陳代謝論）産業人口論、人口収容論、失業人口論（顕在失業人口論、潜在失業人口論）、職業人口論、人口地理学、移民人口論、民族人口論（人口資質論）

3. 人口学講座は実験講座とする

人口学は経験的・実証的・社会科学であつて、その研究には例えば時によると社会生物学的研究法の場合には実験を要するし、社会科学的研究法の場合には実態調査を必要とすることが甚だ多い、従つて人口学講座は実験講座とすることが肝要である。

4. 人口学講座は一様の講座内容とせず、特色のある人口学講座のあり方が望ましい。

大学院をもつ国立総合大学の学部に人口学講座が設置せられる場合に、それができる限りその講座内容に特色のあるものが設置されることが望ましい。例えば或る大学には社会学科の中に、或る大学では経済学科の中に、或は農業経済学科、地理学科、社会医学科等の中に人口学講座が設置され、そして例えば農業経済学科の中の人口学講座にあつては一般人口学論は勿論研究されるがその他に特殊人口学の研究として農村人口論が集中的に研究されて、従つてその人口学講座を特色のある講座とするあり方が望ましい。

公私立の大学院をもつ総合大学については人口学講座は上述の国立総合大学の場合と同じ在り方で設置されることを要望する。（以下、III. 参考資料を省略）

朝日新聞社の国土総合開発調査会の食糧政策への提案

朝日新聞社の国土総合開発調査会では食糧自給の可能性に関する問題を中心にして過去1年半にわたり検討をすすめていたが、最近一応の結論をまとめて昭和31年12月17日紙上に之を公表した。再掲すれば以下のようである。

食糧政策への提案

食糧政策の根本は、国民に、安価にして良質の食糧を豊富に供給することとはいうまでもないが、同時に総人口の四割以上におよぶ農民に、生産と生活の安定、向上を約束するものでなければならない。この2つの要求にあわせて応えるためには、国土の農業的利用を合理化し、より高めてゆく以外にはない。国土の高度利用には山林原野の開発によつて農用地の量的拡大をはかるとともに、耕地の生産力を質的に深めてゆくことが必要である。

そして、その利用は、畜産物の増産に多くの余地を残していることが指摘できる。すなわち、これまでの米を主体とした農業から、畜産を大きくとりいれた農業への転換が、長期的な農業政策の目標とならなければなるまい。もちろん、米作を重視すべきことはいうまでもないが、畜産をこれと併進させる方向をとるべきだというものが、われわれの結論の基調である。

国民の食構造に畜産物の比重が次第に高まつてくることは、諸国の実情がこれを示しており、わが国もその例外ではないが、将来の国民の食構造を想定しつつ上述の施策がすすめられるならば、わが国における食糧自給度はさらに高められ、かつ農業の領域拡大によつて農村の過剰人口問題の緩和が期待できるであろう。

しかし、このような構想は、高い計画性にもとづかねば実現はむずかしい。今日の食糧増産政策にはその意味で反省を要する多くの点があることはいうまでもあるまい。今後の食糧政策にたいする提案の要約は次の如く

である。

1. 日本は戦前は、主食の15%不足分を朝鮮、台湾からの米の移入、年平均200万トンで補っていた。戦後は平年300~400万トンの米麥を輸入している。国民の食生活には麥がふえ、戦前の米食率85%は、昭和30年70%を割つた。
2. 日本人の食構造におけるタンパク、脂肪の不足が体力の劣弱、短命の重要な原因となつてゐるから、麦食の普及を推進するとともに動物性食糧の比重を高めることが緊要である。したがつて、国内における畜産物の増産について強力な政策が行われなければならない。
3. 国民食構造の改善については、学校給食制度を重視しなければならない。学校給食は戦後の食糧欠乏時における児童の食糧補給という観点からはじめられたが、目標の重点を国民食生活の合理化に切りかえ、その観点から諸般の施策を行うことが必要である。
4. 農村における食生活の穀物重点、とりわけ米食偏重の習慣は是正されなければならぬ。畜産物増産の施策と共にその自家消費による栄養改善指導を強力にすすめるべきである。農村地帯における学校給食制の普及は、農家の食生活改善の一手段として重視されてよい。
5. 日本における食糧生産について国土の効率的利用がまだ十分ではない。水田米作は園芸的精密さをもつてゐるが、畑作は発展の余地があり、殊に山林原野の利用は著しく立ちおくれている。その部面ではとりわけ畜産の発展が可能である。
6. 水田については、今後、米作に適しない地域にまで面積の拡大をはかるべきではない。既耕地における水利条件の改善、土地改良、技術改善を通じて単位面積当たりの生産増強と安定をはかり、同時に投下労働量軽減の方向に進むべきである。
7. 水田裏作はまだ余地がある。単作地帯における2毛作化の推進、青刈飼料作物の導入、米麥の連作から新たな輪作形態へ転換の可能性などを検討しなければならない。水田地帯における畜産成立の可能性が地域的に探究される必要がある。
8. 畑作農業はその発展が著しくおくれているから、食糧増産には畠地の高度利用を重視しなければならない。畠地かんがい、畑作の輪作形態、多角化、畜産の導入、土壤保全について地帯別の検討を行い、全国的視野に立つた指導計画を立てることが望ましい。麦作に対しては国際的な麦類の過剰、価格低落の傾向を考慮し、技術、経営の合理的改善が指導されるべきである。その対策の一つとして麦作の飼料化による畜産の導入が考慮されてよい。
9. 既耕地の利用を最高度に高めるためには一定団地、一定地域を単位として生産を計画的にすすめる必要がある。その推進については行政的措置、または立法的措置が考究されなければならない。
10. 山林原野の農業的開発は、全国的計画を立てて急速に行わなければならない。開発工事は大機械力により極力スピード・アップする必要がある。それによって入植者の経営、生活の安定を促進し、生産を高め、投下資本の効率を向上させねばならない。
11. 山林原野の農業的開発は、畜産を基幹とするものでなければならない。大面積の開拓地には大規模の畜産經營を原則としなければならない。従来の小農経営的開発は、投資効率、経営安定の点から反省を要する。
12. 自然条件の悪い開拓地に対する農業技術については著しい立ちおくれがあるから、大学、試験場などにおいて早急に技術対策を研究すべきである。既開拓地については、現地指導の強化、資金の集中的投下が行われなければならない。
13. 国有林野、公有林野、私有林野と合せて総合的利用計画を立てねばならない。林地、牧野、農地の合理的な区分がそれぞれの地域の自然条件にしたがつて行われるべきである。
14. 山林原野の農業的開発、利用の高度化は所有権、利用権の固定化によつて制約されているから、それらの権利関係を調整する立法措置を講じなければならない。開発にあたつては、国家資金の投入、長期低利資金の供給がなされなければならない。
15. 用水配分の不合理その他水に関する権利が依然として旧い制度と慣行に支配されている (27頁へつづく)

弟姉妹、とりわけ姉妹との共かせぎ型で世帯生計費の最低線をどうにかくすすまいとしている姿は、家族主義的な労働体制とのからみあいが女子労働力の場合にあつては一段と深く且つ改善しがたいものであることを思わせるに十分であつた。

10. 要之、近代的労働者階級は、1個の階級的人口として、いま明白かつ強力な拡大再編成の過程下にある。その点についてはいさかの疑いの余地もない。と同時に、その今後における発展が対決しなければならない最大の問題点が今日のわが国民社会を支配する家族主義的生活体制と、それに憑拠した家族労働的な経営および賃金体制にあるということ、この調査も亦この周知の事実をデモグラ�的な見地から再確認したにすぎない。このような問題点の国民経済学的分析に人口論的見地から接近し、問題の歴史的な重さと大きさを更に一段とはつきりさせるには、更に問題の焦点をしづつた今後の調査にまつほかはない。

(88頁よりつづき)

- ため、稲作の近代化も、畑地かんがいの推進も共に妨げられている。既存の水利権を規制できるような法的措置を講じ、土地改良に伴なつて、水の利用の合理化を図ることができるようにしなければならない。
16. 食糧増産のための農業土木事業は、国営、府県営、団体営の各工事について、総合的に統一された計画を立て、工事を実施しつつ當農指導が工事に腐接しなければならない。そのための指導、監察機能を強化すべきである。農業土木事業は総じて予算が細分化され、そのため工事期間が長びて投資効率を著しく損つている。実施計画において、事業完了の期限を重視し、すみやかに生産効果をあげるように努めなければならない。
17. 食糧増産関係の補助金支出は、各項目について再検討し、補助効果が確実におさえ得るものに限定すべきである。その半面において低利資金の供給を豊富にし、資金調達のために利子補給の措置を講じなければならぬ。
18. 技術普及事業はもつと強化されなければならない。試験研究機関の拡大強化をはからなければならぬ。品種改良と施肥技術についての研究は特に重視されるべきである。総じて農林省の行政は漸次指導事業にその重点を移行すべきである。
19. 農業教育制度は刷新を要する。殊に畜産部門については、これまで家畜衛生、増殖の技術教育を主眼としてきたが、新たな農業分野として、技術、経営についての学問が深められなければならない。
20. 政府は、全国的規模による国土調査に基づき、国土の利用計画を総合的に確立しなければならない。すなわち、都市、工業地帯、住宅地帯、農業地帯等国土の利用区分を明らかにする必要がある。しかして、土地所有権について総合的觀点からする利用制限の立法措置が考慮されてよい。
21. 国土の農業生産力を高め、農業労働の生産性を向上させるためには、生産過程の共同化を可能な部分から推進しなければならない。今日の技術發展の段階はそれを要求してゐるといえる。